明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　一
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　八
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）　一〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　一三
〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　二〇
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四四）　三
〔告　示〕
○教科用図書の検定に関する件（文部科学六八）　二六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三四八）　二九
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三四九）　三三
○肥料の登録が失効した件（同一三五〇）　三三
〔公　告〕
裁判所
　諸事項　三三
特殊法人等
　破産、免責、再生関係　三五
　弁理士登録関係　三六
会社その他
　会社決算公告　六三

府令

○内閣府令第六十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二十一項及び第十二条の二第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第八十五条の四第二項並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年七月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄